

平成 26 年 10 月 30 日

各 位

株式会社 宮崎銀行

みやぎん法人向ネットバンキング『てきぱきネット』の被害補償制度の開始について

株式会社宮崎銀行（頭取 小池 光一）は、お客さまに安心してインターネットバンキングをご利用いただくため、みやぎん法人向ネットバンキング『てきぱきネット』において被害にあわれた場合の被害補償制度を下記のとおり新設いたします。

当行は、今後もお客さまの利便性向上を目指し、安心してご利用いただけるサービスの提供に努めてまいります。

記

1. 概要

みやぎん法人向ネットバンキング『てきぱきネット』において不正な預金払戻しによる被害にあわれた場合、被害額の一部もしくは全部を補償いたします。

2. 補償限度額

1 契約あたり年間 3,000 万円

但し、別紙の通り、被害補償の対象外または補償額の減額となる場合がございます。

3. 補償開始日

平成 26 年 11 月 1 日（土）

もしもの場合にはすぐにご連絡を

万が一、身に覚えのない不審なお取引や、パスワードなどが他人に知られた、あるいはその恐れがあることに気がついた場合には、最寄りのみやぎん窓口または下記まで速やかにご連絡ください。

みやぎんテレホンサービスセンター

フリーダイヤル 0120-357456 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

以上

本件に関するお問い合わせ先
株式会社宮崎銀行 営業統括部 担当：原田
TEL 0985-32-8421

被害補償の対象外または補償額の減額となる主な場合

1. ウィルス対策ソフト（当行が推奨するIBM社のレポート等）を導入していない場合。
2. インターネットバンキングに係るパスワードを定期的（最低6カ月以内の更新）に変更していない場合。
3. インターネットバンキングの1日あたりの振込限度額を、必要以上に過大に設定している場合。
4. インターネットバンキングで使用する電子メールアドレスの登録がない場合。
5. メーカーのサポート期限が経過したパソコン基本ソフトやウェブブラウザ等を使用している場合。
6. パソコン基本ソフトやウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していない場合。
7. 不正使用が発生した日の翌日から30日以内に当行に届出がない場合。
8. 当行の被害調査にご協力いただけない場合。
9. 警察に被害届をお出しいただけていない場合。
10. お客さま（ご家族、従業員などの会社関係者を含みます）の故意または重大な過失により被害が発生した場合。
11. お客さまが他人に強要されたことにより被害が発生した場合。
12. 戦争、地震などによる著しい秩序の混乱に乗じて被害が発生した場合。

以上